




作成日：2020年9月4日

「労働安全衛生法施行令」「特定化学物質障害予防規則」が改正され  
溶接ヒュームが特定化学物質として規制されます！

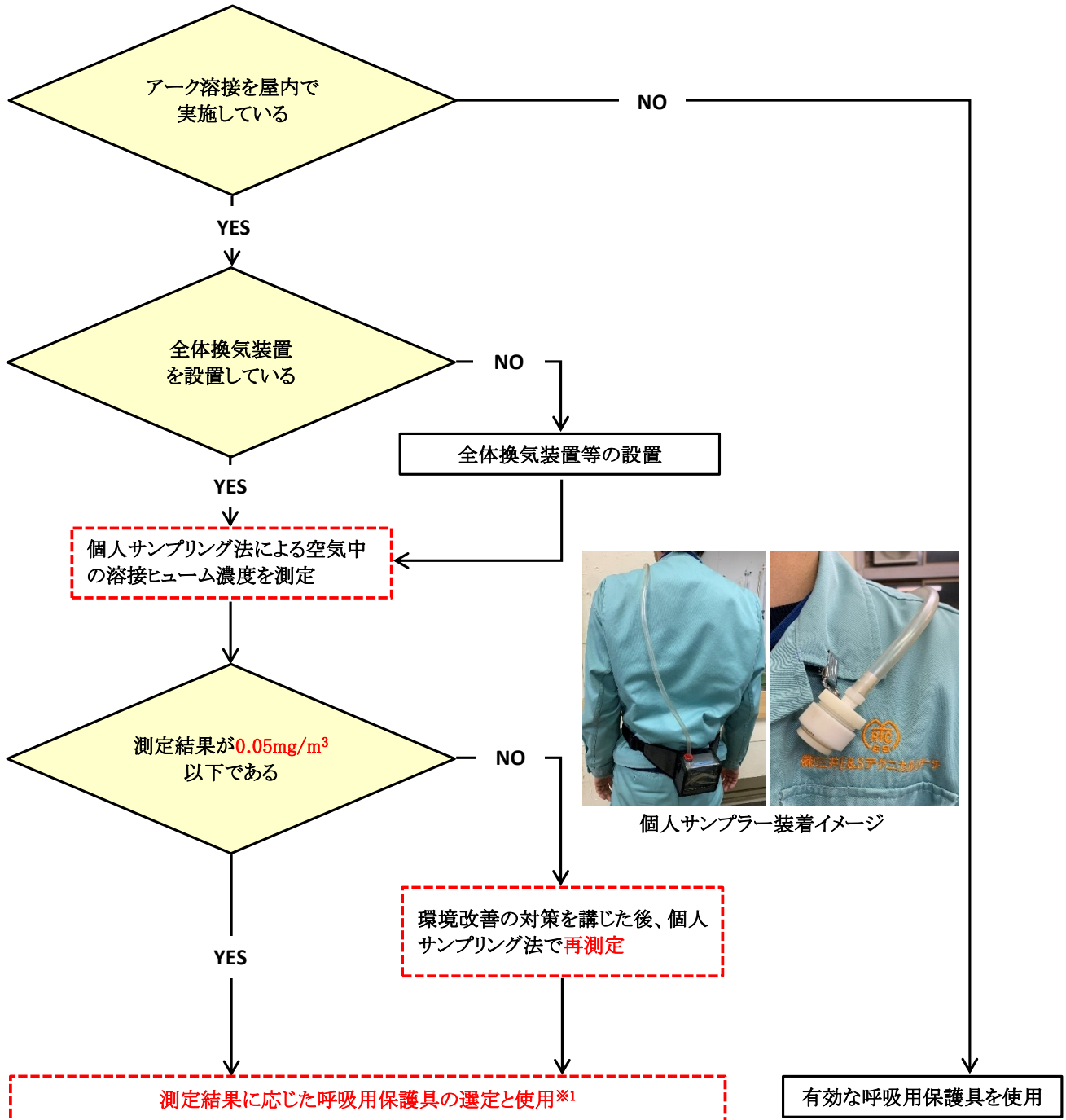
令和3年4月1日施行



- 空気中の溶接ヒューム濃度の測定  令和4年3月31日までに測定が必要
- 有効な呼吸用保護具の使用
- 有効な呼吸用保護具の備え付け
- 作業主任者の選任  令和4年3月31日まで経過措置あり
- 特殊健康診断の実施
- 雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育
- 溶接ヒュームに汚染されたウエス等の処理
- 不浸透性の床  水洗い等で毎日1回以上掃除
- 関係者以外の立入禁止措置
- 運搬貯蔵時の容器等の使用
- 休憩室の設置
- 洗浄設備の設置
- 喫煙・飲食の禁止
- 全体換気装置による換気等  局所排気装置、プッシュプル型換気装置も可

- 規制対象となるアーク溶接  **アークを熱源とする溶接・溶断・ガウジングの全ての作業**  
**例) ティグ溶接 プラズマ溶接 被覆アーク溶接 マグ溶接 ミグ溶接 エレクトロガスアーク溶接 (EGW)**  
 ※ 燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。  
 ※ 自動溶接を行う場合には、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業は含まれません。

● 空気中の溶接ヒューム濃度測定フロー



※1 選定したマスクは、1年に1回(毎年)、呼吸用保護具が適切に装着されていることを**フィットテスト**で確認し、その結果を3年間保存してください。

是非ご相談ください！

溶接ヒュームの個人暴露濃度測定から、マスクの選定まで一貫してご提供いたします。